

平成26年度諸外国における官民連携事業(PPP)の実情把握業務 概要版要旨

目的

平成25年6月に民間資金等活用事業推進会議において決定された「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」では、推進すべき事業類型として、(1)公共施設等運営権を活用したPFI事業、(2)収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等、(3)公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業、(4)その他の事業類型(業績運動の導入、複数施設の包括的契約等)が位置づけられたところである。

本調査は、これらの各類型の確実な推進のため、諸外国における官民連携事業(PPP)を実施する枠組みやその実績について実情を把握することにより、今後のアクションプランの推進に関する基礎資料とするものである。

調査結果

下記のとおり、官民連携事業は各国において多様な枠組み・定義でとらえられており、その実情については様々な形態があることが分かった。

	英国	豪州	米国	韓国	フランス
定義	インフラ資産やインフラサービス提供のための、契約又はジョイントベンチャーによる官民共同。PFIは最も頻繁に活用されているPPPの形態。	民間が、公共のサービスの業務の代理として又はその補助として、インフラ又は関連サービスの提供を行い、公共が民間にその対価を支払う公共と民間の長期契約。PFIという用語は使用されていない。	連邦レベルでPPPについて規定する法制度や政策、政策レベルで決定される全国統一的なPPPの定義を確認することはできない。	施設プロジェクト基本計画に沿って、民間が提案する又は指定譲許者が実施するインフラ施設の建設、拡張、立替等の整備又は運営。	公共団体と、公共又は民間の契約者との間の長期契約の集合体。契約者は公共工事から公的サービス委任まで、公益に資する総合的な任務を実施する義務を負う。
実施状況	PFI事業数は728件(そのうち671件が運営期間)、ファイナンス・クローズ時におけるキャピタル・バリューの総額は566億ポンド。	PPP事業の類型契約締結件数は135件、類型事業規模は77,106百万豪ドル(参考値)	アメリカにおいてPPPの実施状況を公表する公的な調査はない。	PPP事業数は643件、総額約98.5兆ウォン。	独立採算型事業は12,000件～15,000件あると推測。サービス購入型事業は年間48件、166億ユーロ(2011年)。
法制度	PPP、PFIを規定する法制度はない。	PPP、PFIを規定する法制度はない。	連邦政府でPPP、PFIを規定する法制度はないが、独自の法制度を持つ州はある。	PPI法が存在し、実施手続き等が規定されている。	独立採算型PPPを規定する法制度はない。サービス購入型PPPは官民協働契約法に規定される。
推進体制	Infrastructure UK(国の制度づくり等を担当)、Local Partnerships(自治体の支援)	連邦政府レベルでは、豪州全体のインフラ政策を管轄する「Infrastructure Australia」が、各州のPPP政策の推進を支援。	州政府と民間に対する情報窓口Build America Transportation Investment Centerがある	PPP法の管理等を担当する戦略財政省の下、PPP政策研究、提案評価及び譲許契約のための指定及び交渉等調達手続における協力を行う機関としてPIMACがある。	地方政府がCPAを実施する際の支援を行うMAPPP、PPP全てを対象とした非営利の財団IGD、MAPPPとIGDが共同設立した調査組織CEF-O-PPPがある。
地方への支援	地域社会自治省から地方自治体に対して、特定の施設の整備に特化したPFI特別補助金が支給されている。	豪州ではPPPは州が独自に取り組んでいる。地方政府が既存資産の売却資金を新たなインフラ整備に充当する場合、連邦政府から補助金が支給される。	分野横断的な支援は確認できなかったが、公共交通分野においてはTIFIA信用プログラムがある。	PIMACは、VFMテスト等を含む調達手続における協力等により、地方政府を含む所管当局を支援することとなっている。	MAPPPは地方政府を含む公共団体が官民連携事業を実施する際に専門知識等の支援を行うこととなっている。